

令和2年8月18日

〒461-0001

名古屋市東区泉1-15-14 アルピニストビル1階

株式会社Bridal L 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海  
理事長 杉浦市郎  
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28番2号  
KS千種ビル6階F  
事務局長 野澤厚美  
TEL:052-734-8107 FAX:052-734-8108

## 申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法(以下「消契法」といいます。)13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人(NPO法人)です。

今般、貴社が運営する The Forest of Lold の結婚式・披露宴における利用規約(以下「本規約」といいます。)につき、消費者保護の観点から検討をさせていただきました結果、消契法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる記載がありました。

つきましては、別紙のとおり、申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和2年9月18日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入書の内容、本申入れに対する貴社のご回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

## 申入れ事項

### 第1 取消料に関する規定

#### 1 対象条項

##### 第四条(解約)

申込完了後、解約をなさる場合はいかなる理由においても次に定めるお取消料を頂戴いたします。

挙式・披露宴日のまでの日時	取消料
ご成約日～150日前まで	申込金＋¥50,000
149日前～120日前まで	申込金＋最終お見積金額の20%
119日前～90日前まで	申込金＋最終お見積金額の30%
89日前～30日前まで	申込金＋最終お見積金額の50%
29日前～11日前まで	申込金＋最終お見積金額の80%
10日前～当日	申込金＋最終お見積金額の100%

最低貸切人数を下回った場合でも、30名の基本料金は発生いたします。  
すでに発注や手配が完了している別注品をお取消される場合も、上記表に記載のパーセンテージで起算した料金を頂戴いたします。

ヘアメイクリハーサル実施日より14日以内での日程変更時は、5,400円発生致します。

##### 第十条(修繕・改装・仕様変更)

お申し込みされた結婚式会場の修繕・改造・各種仕様変更を行う場合もございます。これらに関わる事由でお取消される場合も4項に準じさせていただきます。(第3文は省略。)

#### 2 申入れの趣旨

- (1) 本規約4条第1文及び第3文で定める取消料について、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えない額となるように改めてください。
- (2) 本規約4条第1文について、いかなる理由でも取消料が発生するとしている部分を削除してください。

#### 3 申入れの理由

- (1) 本規約4条第1文の表記載の取消料(以下「本取消料」といいます。)について  
ア 消費法9条1号違反  
(ア) 消費者契約において、契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除

に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものは、その超える部分が無効になります(消契法9条1号)。なお、同号は、たとえ消費者の責に帰すべき事由により事業者が解除権を行使する場合であっても、事業者は一定の金額を超える損害賠償等を請求することができないことを規定するものです。

(イ) 上記平均的な損害の内訳としては、逸失利益と実費相当額が考えられます。

もともと、貴社が再販売によって代替的な利益を確保することが可能な時期での解除の場合、再販売により補填が見込まれる逸失利益は、平均的な損害には含まれません。また、解除により、貴社が挙式披露宴の全部又は一部を実施しない場合に支出を免れた実費は、平均的な損害には含まれません。

しかし、本取消料のうち、再販売が十分に見込まれる時期にもかかわらず申込料全額(15万円)及び5万円を一律に取消料に含めている部分については、貴社の逸失利益を超える金額が含まれていると考えられます。また、本取消料のうち、実費全額が支出されるとは通常考えられない時期の取消料に見積金額の100%相当額が含まれている部分については、貴社が支出を免れた実費が含まれていると考えられます。

したがって、上記部分は貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えるものとして、消契法9条1号に反し無効になります。

(ウ) また、貴社に生ずべき平均的な損害は、特段の事情のない限り、見積金額が上限額となります。

ところが、挙式・披露宴に関して The Forest of Lold が顧客に提示する見積書によれば、申込金は内金として見積金額の中に含まれているため、解除時期が挙式・披露宴日の10日前～当日の取消料(申込金+最終お見積金額の100%)は、申込金額の分だけ見積金額を超えることになり、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えることは明らかであると考えられます。

したがって、上記部分は貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えるものとして、消契法9条1号に反し無効になります。

(エ) さらに、解除時期が挙式・披露宴日の149日前～11日前の取消料についても、見積金額は申込金額を含んだ金額になっているにもかかわらず、見積金額の一定割合とは別に申込金を含める根拠が不明であり、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えていることが疑われます。

なお、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会が同ウェブサイトで公開している「結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款」では、見積金額の一定割合を解約料金に含める場合には更に申込金相当額を含めることはしていませんので、検討の際にご参考ください。

(オ) 以上により、申入れの趣旨(1)のとおり求めます。

## イ 消契法10条違反

契約当事者の一方がその債務を履行しない場合には、原則として、契約を解除することができ(民法541条)、解除した部分に係る債権・債務は消滅します。また、契約当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができます(民法536条1項)。

ところが、本規約4条第1文(10条第2文で準用する場合を含む)によれば、顧客が契約を解除した場合、いかなる理由によっても取消料が発生するとされています。そのため、貴社が顧客との間で契約した商品又はサービスの全部又は一部を提供できなくなったことについて顧客に責めに帰すべき事由がない場合にも、顧客は当該契約を解除しても代金支払債務を負担することになります。

したがって、本規約4条第1文は、消費者の利益を一方的に制限するものといえ、消契法10条に反し無効となります。

よって、申入れの趣旨(2)のとおり求めます。

### (2) 本規約4条第3文について

ア 同条項によれば、「別注品」の解除における取消料は、見積金額の一定割合の金額となります。

しかし、この場合、解除により貴社が支出を免れる実費までもが取消料に含まれる可能性があり、当該部分は、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えるものとして、消契法9条1号に反し無効になります。

よって、申入れの趣旨(1)のとおり求めます。

イ なお、仮に貴社が支出を免れた実費が取消料に含まれていないとしても、解釈に疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう、本条項の内容を改めてください(消契法3条1項1号参照)。

## 第2 免責条項

### 1 対象条項

#### 第六条(休止)

The Forest of Lold が、水害・崩壊・半壊・行政処分・廃業・その他事由で使用不可能な状態の場合は営業再開後まで挙式・披露宴は延期または中止となります。延期や中止における損害賠償など、金銭のお支払いは出来かねますので、ご了承ください。

#### 第八条(施設内における盗難・事故)

施設内で発生した盗難や事故につきましては、責任を負いかねますので、お客

様においてご注意ください。

#### 第十条(修繕・改装・仕様変更)

お申し込みされた結婚式会場の修繕・改造・各種仕様変更を行う場合もごさいます。(第2文は省略。)また、損害賠償など金銭のお支払も出来かねますのでご了承ください。

### 2 申入れの趣旨

本規約6条第2文、8条及び10条第3文を、消契法8条1項1号及び3号に適合するように改めてください。

### 3 申入れの理由

- (1) 消費者契約において、事業者が債務不履行又は不法行為による損害賠償責任の全部を免除する旨の条項は、無効になります(消契法8条1項1号・3号)。
- (2) ところが、本規約6条第2文、8条及び10条第3文は、貴社の債務不履行又は不法行為によって、挙式披露宴会場の使用不可能、貴社の施設内の盗難・事故又は結婚式会場の修繕・改造・各種仕様変更が発生し、顧客に損害が生じた場合でも、貴社の損害賠償責任を全部免除する規定となっています。
- (3) よって、本規約6条第2文、8条及び10条第3文は、消契法8条1項1号及び3号に反し無効となります。

以上